

屋外広告物は許可が必要です

まちなかなどに設置されている看板、道標、広告塔などは、「屋外広告物」と呼ばれ、掲出にはルールが定められており、許可が必要です。詳しくは、都市計画課（☎47-8694）へ。

屋外広告物とは

屋外広告物とは、下記の4つの要件をすべて満たすものを呼びます。営利目的か否かは問いませんので、ご注意ください。

- ①常時または、一定の期間継続して表示されるもの
- ②屋外で表示されるもの
- ③公衆に表示されるもの
- ④看板・立看板や広告塔（板）、のほか工作物などに表示されたものまたは、これらに類するもの

※表示内容が個人名や法人名の表札から、商標・シンボルマークなどの記号表示も含まれます

許可申請が必要です

許可申請書（市HPからダウンロード可）に必要書類を添付し、同課に申請してください。看板その他屋外広告物の許可にあたっては、それぞれの面積などに応じた審査手数料が必要です。

なお、広告物の種類や表示面積によっては、許可申請が不要な場合がありますので、看板などの設置を検討している人は、同課へお問い合わせください。



市HP

安全点検は義務です

全国で屋外広告物の落下などの事故が多発しています。こうした事故を未然に防ぐため、更新申請時に、有資格者による安全点検の実施が義務付けられています。

広告物を表示・設置するにあたり、広告主、所有者、広告物設置業者などは、補修その他、必要な管理を行う義務があります。



台風シーズンを迎える前に、今一度、屋外広告物の安全点検をお願いします。

審議会などの傍聴ができます

男女共同参画推進審議会		担当：男女共同参画推進室（☎47-8549）
6/25(木)	13:30~15:00	スイトピアセンター学習館4階 男女共同参画活動室
・第五次男女共同参画プラン事業実績および事業計画について ほか		
人権のまちづくり懇話会		担当：人権擁護推進室（☎47-8576）
7/7(火)	13:30~15:00	市役所6階 教育委員会室
・人権施策推進指針事業実績および事業計画について ほか		

早めに気づいて防ごう 高齢者虐待 ～6月15日は「世界高齢者虐待啓発デー」～

高齢者虐待の背景には、高齢者の認知症や長期介護による家族の疲れ、生活上の問題など、さまざまな要因があります。

高齢者の尊厳を守り、家族が健やかな暮らしを送るためには、早期に虐待の疑いに気づいて対応するとともに、地域全体で高齢者とその家族を見守り、支援していくことが大切です。

詳しくは、高齢福祉課（☎47-7416）へ。

例えばこんな行為が虐待にあたります

- 身体的虐待／たたく、つねる、蹴る、食事を無理に口に入れる、ベッドや車いすなどに縛り付ける
- 心理的虐待／怒鳴る、ののしる、悪口を言う、意図的に無視する
- 介護・世話の放棄、放任／食事を与えない、劣悪な環境で過ごさせる、必要な介護・医療サービスを受けさせない
- 性的虐待／性的な行為を強要する、排泄の失敗に対して裸で放置する
- 経済的虐待／財産を勝手に使う、生活に必要な金銭を渡さない

人権について考える

外国人と人権

近年、大垣市においても外国人市民の増加が進んでおり、多文化共生の推進は重要な人権課題となっています。日本人と異なる文化や習慣を持つ人々との共生は、地域の活力向上に貢献する一方、言語の違いによるコミュニケーションの困難や、医療・行政サービスなどの生活に必要な情報が十分に届かないといった課題も生じています。

また、インターネット上や街頭などにおいて、特定の国や民族の出身を理由とした差別的言動、いわゆるヘイトスピーチは、人権を著しく侵害するものであり、断じて許されるものではありません。平成28年に施行された「ヘイトスピーチ解消法」を踏まえ、国と地方公共団体は連携して、その解消に向けた取り組みを行うこととされています。

本市では、「大垣市多文化共生推進指針」に基づき、日本語教育の支援や多言語による情報発信の充実など、さまざまな施策を展開しています。

今後も、相互理解と人権尊重の意識を醸成し、多様な文化的背景を持つ人々が地域社会の一員として互いに支え合い、安心して暮らすことができる社会の実現に向けて取り組んでいきます。

詳しくは、人権擁護推進室（☎47-8576）へ。

ハローワーク大垣 「地元企業サポートチーム」を発足！

令和8年4月に、ハローワーク大垣では、岐阜県内で初の取り組みとして「地元企業サポートチーム」を立ち上げました。

「製造業」および「医療・福祉業」に特化して、事業所ごとに担当者を配置し、人材確保や求人に関する悩みに対して、きめ細かな個別支援を行っています。

また、仕事を探している皆さんにとっても、企業の魅力や職場の雰囲気など、求人票だけでは伝わりにくい情報について、より分かりやすく伝えることができるよう、取り組みを進めていきます。

人材確保に悩んでいる事業所、就職や転職を考えている人（在職中の人、学生を含む）は、ぜひハローワーク大垣をご利用ください。

▶事業所向け支援の申込／申込ページから申込

▶問合せ／ハローワーク大垣 地元企業サポートチーム（☎73-8609）へ



申込ページ

いち早く対応するために

高齢者やその家族を守るためにも「もしかして虐待？」と思った段階で、次の地域包括支援センターへご連絡ください。守秘義務により、連絡された人の名前が周囲に伝わることはありません。



連絡・相談窓口	電話番号	主な担当地区
大垣市地域包括支援センター		
市役所高齢福祉課内	☎82-1166	安井・川並・洲本・浅草
地域包括支援センター大垣市社会福祉協議会		
総合福祉会館内	☎77-2255	興文・東・西・南・南杭瀬・日新・静里・綾里・荒崎
在宅福祉サービスステーション内	☎84-7111	和合・三城・墨俣
上石津老人福祉センター悠楽苑内	☎48-0068	上石津
大垣市地域包括支援センターお勝山		
お勝山ふれあいセンター内	☎71-5536	宇留生・赤坂・青墓
大垣市地域包括支援センター中川ふれあい		
中川ふれあいセンター内	☎82-1701	北・中川